

1. 生活困窮者自立支援事業（金銭給付を行うものを除く）

事業名	概要	対象者	問い合わせ先
自立相談支援事業	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぶ」において、生活困窮者に対するワンストップでの総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら、継続的な自立支援として生活支援、就労支援等を実施する。また、自ら窓口を訪れることが困難な方等へのアウトリーチ支援も実施する。	生活困窮者（※1）	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぶ」 022-395-8865 (平日9:00~18:00)
就労準備支援事業	直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し、生活自立や社会自立などの基礎的能力の形成を支援する。	生活困窮者又は生活保護受給者（それぞれ別の事業者が実施）	生活困窮者：わんすてっぶ 生活保護受給者：各区生活保護担当課（※2）
就労訓練推進事業	就労訓練事業所を開拓し、利用者とのマッチング、訓練中の事業所及び利用者の支援を行う。	生活困窮者	わんすてっぶ
家計改善支援事業	家計収支のバランスが取れていないなど、家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を適切に把握し、その改善の意欲を高めるとともに、自ら管理ができるように支援する。	生活困窮者又は生活保護受給者	仙台市家計相談プラザ 022-791-7205 (平日9:30~17:30)
一時生活支援事業	本市で起居するホームレス状態にある方等に対して、仙台市路上生活者等自立支援ホーム「清流ホーム」において、居所や食事などを提供するとともに、自立意欲の喚起・助長を図りながら、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援を行っている。また、住まいを失った生活困窮者等に対し、個室型の居所や食事などを提供するとともに仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぶ」や福祉事務所と連携し、アパート等の居宅確保支援事業を行っている。	本市で起居するホームレス状態にある者又は住まいを失った生活困窮者等	各区生活保護担当課、わんすてっぶ
子供の学習・生活支援事業	「貧困の連鎖」防止のため、生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援を行うとともに、居場所づくりや生活相談を行う。また、生活困窮世帯の高校生世代の中途退学等を防止するため、進級支援や面談等を実施する。	児童扶養手当全部支給世帯又は生活保護の世帯に属する中学生及び高校生世代の年齢である者	NPO法人アスイク 022-781-5576 (平日12:00~21:00)

※1 生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。（生活困窮者自立支援法第3条）（生活保護受給者は含まない。）

※2 各区生活保護担当課問い合わせ先：青葉区保護第一課・保護第二課022-225-7211（代）、宮城総合支所管理課022-392-2111（代）、宮城野区保護課022-291-2111（代）、若林区保護課022-282-1111（代）、太白区保護第一課・保護第二課022-247-1111（代）、泉区保護課022-372-3111（代）

2. 生活困窮者に対して金銭給付を行う事業

事業名	概要	対象者	問い合わせ先
住居確保給付金支給事業	離職等により、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、3か月間、上限額内の家賃額を支給し、あわせて就労支援を行う。（3か月ごとに2回まで延長あり。） 支給額（家賃上限額）：単身世帯37,000円、2人世帯44,000円、3～5人世帯48,000円、6人世帯52,000円、7人以上世帯58,000円	2年以内に離職・廃業した又はそれと同程度の状態にある等により住居を喪失した又はそのおそれがある生活困窮者（収入・資産及び求職活動の要件あり）	各区生活保護担当課

3. 生活保護等

事業名	概要	対象者	問い合わせ先
生活保護	生活保護法に基づき、生活に困窮する市民に対し、各種扶助を行う。 <生活扶助基準額の例>（令和2年10月1日現在） 高齢者単身の世帯（68歳）：73,590円 高齢者夫婦の世帯（68歳、65歳）：115,890円 ひとり親（30歳）、子2人（4歳、2歳）の世帯：183,980円 夫婦（48歳、43歳）、子（15歳）の世帯：157,610円	収入・資産が生活保護法に規定する基準内である者	各区生活保護担当課
中国残留邦人等に対する支援給付	国の老齢基礎年金の満額支給制度を利用してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。その内容は基本的には「生活保護法」の例による。	老齢基礎年金を除く収入・資産が生活保護法に規定する基準内である中国残留邦人等	各区生活保護担当課